



仕入先様のための取引開始マニュアル
(取引手続きの流れ)

第 1.2 版

制定：2019 年 4 月 1 日
改訂：2021 年 8 月 19 日

日本ケミコン株式会社

◆はじめに

このマニュアルは、日本ケミコン株式会社、ならびに関係会社(以下、日本ケミコングループという)と、新た取引を開始するもしくは新規材料・部品の納入を開始する仕入先様向けに、取引開始・納入開始までに締結・提出を必要とする書類をまとめ、互いの取引開始・納入開始に関する業務の円滑化を目的としたものです。

提出した書類および締結した契約書等については、互いに相手方の機密を保持し、相手方の承諾を得ることなしに第三者へ開示しないこととします。また、仕入先様の情報(個人情報を含む)につきましては、適正な取り扱いに関する法令やその他の規範を遵守します。

◆目次

1. 日本ケミコングループ購買方針
 2. 本マニュアル適用対象仕入先
 3. 取引開始までのフロー
 4. 取引開始時必要書類詳細
 - 4-1. 取引基本契約書
 - 4-2. 品質保証協定書
 - 4-3. その他の契約
 - 4-4. 仕入先様調査書
 - 4-5. 取引代金受領に関する依頼書
 - 4-6. 責任ある鉱物調達調査書類
 - 4-7. 責任ある企業行動ガイドライン自己評価シート
 - 4-8. グリーン調達ガイドライン
 - 4-9. 購入部品品質保証マニュアル
 - 4-10. グリーンサプライヤー認定監査シート
 - 4-11. サプライヤー品質システム監査シート
 5. 材料認定必要書類詳細
 - 5-1. 部品承認手続きリスト
 - 5-1-1. 環境データ
 - 5-1-2. 納入仕様書
 - 5-1-3. コントロールプラン
 - 5-1-4. 出荷検査成績書
 6. 量産開始後について
 7. 改訂履歴
 8. お問い合わせ先
- 別紙 取引開始時必要書類一覧・取引基本契約書原文・品質保証協定書原文

1. 日本ケミコングループ調達方針

日本ケミコングループの調達方針は、以下の通りです。

- 1) 私達は、各国の法令を遵守し、地域社会のルールに逸脱する行為は行いません。仕入先様においても、同様の法令遵守を要求します。
- 2) 私達は、仕入先様に対し、取引上の立場を利用して、個人的な不当利益供与を要求することなく、誠実な取引を行います。
- 3) 日本ケミコングループ環境方針に従い、「環境と人にやさしい技術への貢献」の企業理念のもと、地球環境を考え仕入先様と一緒にグリーン調達体制を構築します。

また、仕入先様の開拓および登録の業務は、以下に定める基本方針に従って行います。

- a) パートナークリップ
安定した取引を継続、発展させることが出来るパートナーとしての仕入先様を開拓、選定します。
- b) 複数購買の原則
少量品、特殊品等の止むを得ないものを除き、供給の安定、独占供給の弊害の防止のため、複数購買を原則とします
- c) 仕入先様の選定は、厳正公正な態度で、総合的に判断します。

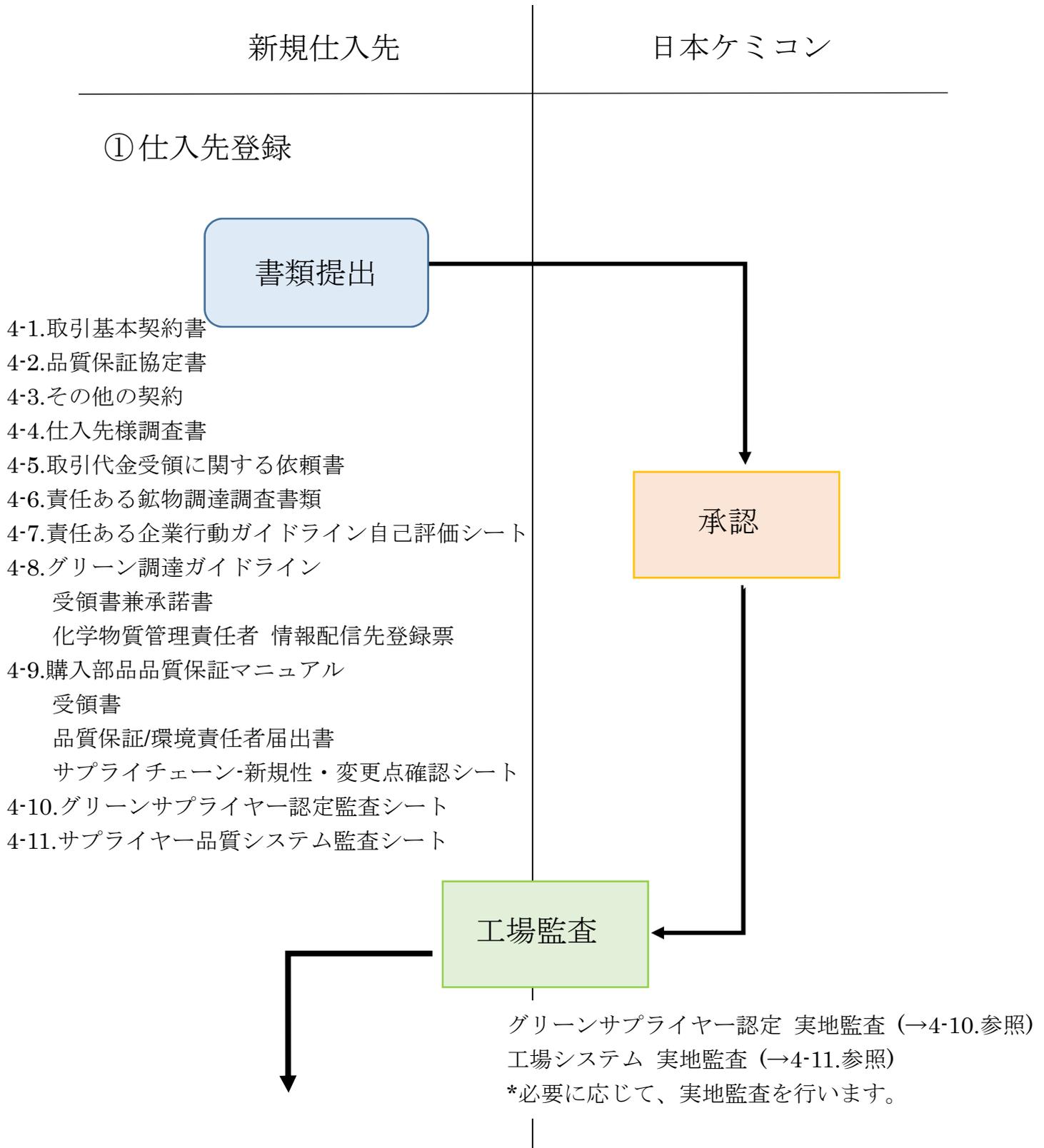
2. 本マニュアル適用対象仕入先

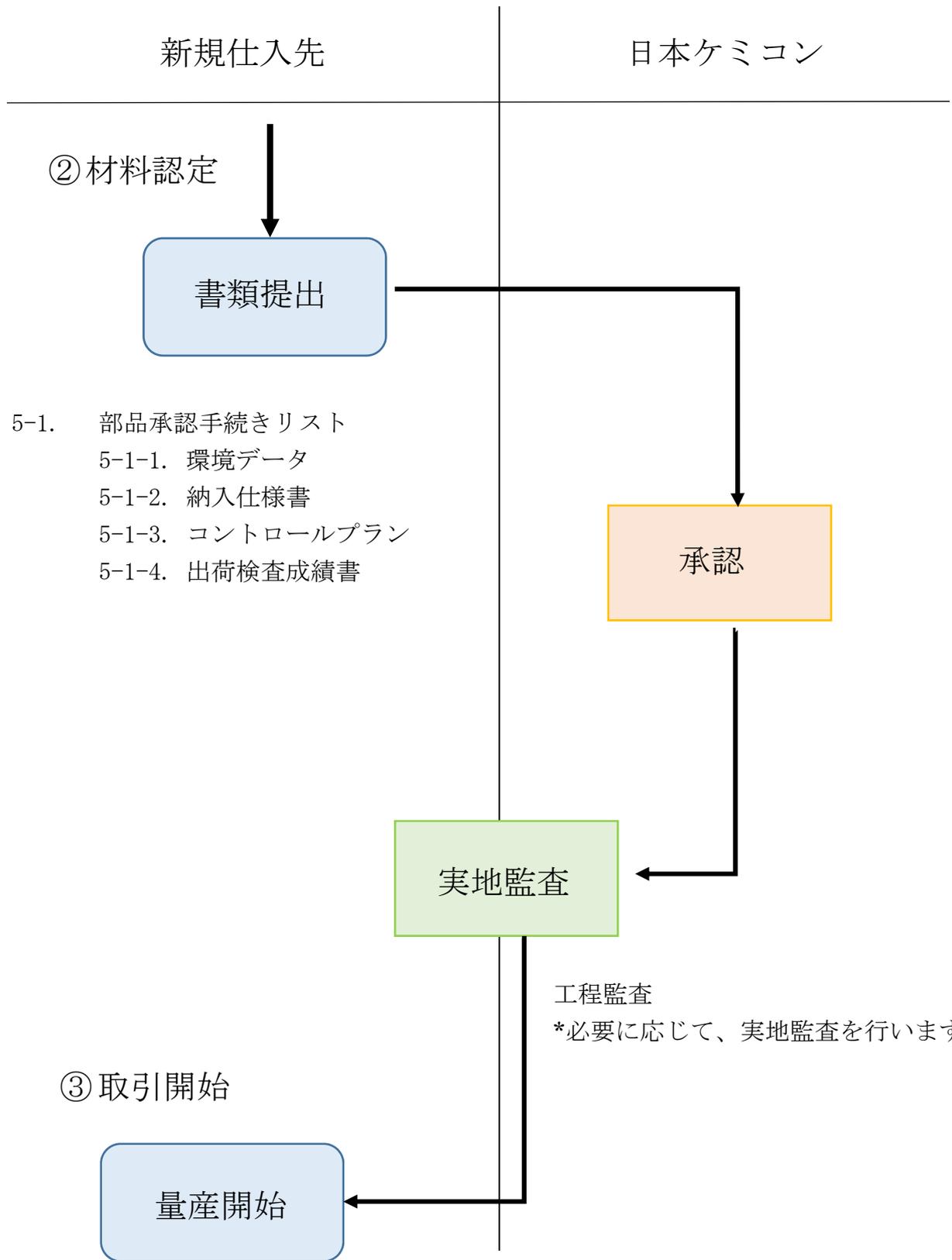
本マニュアルに基づいて新規取引を開始する仕入先は、

- ・日本ケミコングループと今まで取引の実績が無い もしくは契約未締結
- ・日本ケミコングループ各生産事業所に原材料・部品・副資材を納入する

以上の条件を満たす仕入先が対象です。

3. 取引開始までのフロー





6.量産開始後について

4. 取引開始時必要書類詳細

必要書類の記入方法および提出の進め方を提出書類ごとに、記載します。

資料提出先: 資材部門

各書類の提出期限は、当社資材部門が個別に設定、必要に応じて貴社と協議を行います。

4-1. 取引基本契約書

【締結対象】

- ・仕入先様

【締結手順】

- 1) 別紙に取引基本契約書原文がありますので、内容をご確認ください。
- 2) 内容の確認後、締結用契約書原紙を送付します。
契約書原紙が届きましたら、
日本ケミコンが契約書1部に収入印紙を貼付して送付するので、
仕入先様で契約書1部に収入印紙を貼付ください。
- 3) 次に収入印紙の上に消印を押印、表面に会社名を記入、裏面乙欄に記名押印の上、
「2部とも」日本ケミコン資材部門担当者までご返送ください。
- 4) ご返送いただきました取引基本契約書2部に消印の押印および甲欄に押印後、
1部を返却します。以上で取引基本契約書締結は終了です。
- 5) 締結後の取引基本契約書は、仕入先様にて保管ください。

4-2. 品質保証協定書

【締結対象】

- ・仕入先様がメーカーの場合
仕入先様と日本ケミコン用 計2部。
- ・仕入先様が商社の場合
仕入先様、メーカー様、日本ケミコン用 計3部。

【締結手順】

- 1) 別紙に品質保証協定書原文がありますので、内容をご確認ください。
- 2) 内容の確認後、締結用協定書原紙を送付します。
協定書原紙が届きましたら、表紙・裏面の製本テープ部に割印を、

裏面の乙欄に記名押印ください。

- 3) 次に押印済み品質保証協定書2部もしくは3部を日本ケミコン資材部門担当者まで、ご返送ください。
- 4) ご返送いただきました品質保証協定書2部(3部)に割印および甲欄に押印後、1部(2部)を返却します。
以上で品質保証協定書締結は終了になります。
- 5) 締結後に返却された品質保証協定書は、仕入先様(およびメーカー様)にて保管ください。

- * なお、品質保証協定書 第7条(品質管理責任者の登録)については、本マニュアル内「4-9. 購入部品品質保証マニュアル」の項にある、様式集-1.1 品質保証/環境責任者届出書 の提出要求に替えさせていただきます。

4-3. その他の契約

NDA、覚書など別途必要が生じた場合は、必要な契約書の締結を行います。

都度、連絡いたしますので、ご対応ください。

その他の契約は書面に残し、貴社・当社にて記名押印後、1部ずつ保管をします。

4-4. 仕入先様調査書

【調査対象】

- ・仕入先様

【回答方法】

以下が仕入先様調査書の例です。

回答依頼の際は、別途調査書をメールにて送付します。

4-5. 取引代金受領に関する依頼書

【対象】

- ・仕入先様

【回答方法】

別途、取引代金受領に関する依頼書をメールにて送付します。

当社の支払基準は、原則以下の通りです。

【支払基準】

- a. 締日 1ヶ月を期間設定し毎月々末日
- b. 支払日 月末締め分に対し翌月末日
- c. 支払い方法
 - 1) 一般仕入先様
支払先ごと、1ヶ月の支払対象金額により以下の通り区分する。
50万円未満：支払手続きによる銀行振り込み
50万円以上：支払日を発生日とした電手決済サービス方式
又は支払日振り出しによる約束手形
尚、電手決済サービス・約束手形のサイトは支払日を起算日として4ヶ月とする。
 - 2) 下請法適用仕入先様
支払先ごと、1ヶ月の支払対象金額により以下の通り区分する。
50万円未満：支払手続きによる銀行振り込み
50万円以上：原則、支払日を発生日とした電手決済サービス方式
又は支払日振り出しによる約束手形
尚、電手決済サービス・約束手形のサイトは支払日を起算日として3ヶ月とする。
- d. 注意事項
 - 1) 手形支払いにおける渡し場所は
本社、高萩工場、新潟工場、ケミコン東日本岩手工場、ケミコン東日本宮城工場、ケミコン東日本福島工場の6事業所とする。手形の郵送は極力行わない。
 - 2) 月末日休日の場合の支払日については以下の通りである。
銀行振込 ⇒ その月の金融機関最終営業日
手形支払 ⇒ その月の当社最終営業日
 - 3) 原則、銀行振込手数料を支払金額より相殺する。

【支払基準補足事項】

- *本支払基準は、国内銀行かつ日本円取引が対象です。
- *日本ケミコングループ海外事業所との取引条件および国内での外貨取引・海外銀行での取引条件については、別途資材部門にお問い合わせください。
- *日本ケミコングループ国内事業所と直接口座開設する場合は、事業所資材部門にお問い合わせください。

4-6. 責任ある鉱物調達調査書類

【責任ある鉱物調達 とは】

2010年7月に米国で金融規制改革法が成立して以来、同法の1502条（紛争鉱物条項）は米国のみならず、全ての産業界においても責任ある鉱物調達を求めています。

近年では対象鉱物にコバルトが加わり、児童就労など人権保護の観点からも問題提起がなされ、鉱物調達における企業の責任は益々拡大していくものと思われます。

こうした背景を受け、日本ケミコングループはこれらの武装勢力の資金源や人権侵害に関わる鉱物を適切に調査し、反政府武装勢力と関係のない仕入先から調達することを定めており、これに関連する規制へ対応すべく JEITA の責任ある鉱物調達検討会に加入し活動しています。

仕入先様におかれましては、同様の観点から下記調査にご協力いただけますようお願いいたします。

詳しくは、以下の URL をご確認ください。

<https://www.chemi-con.co.jp/company/sustainability/society/procurement/minerals.html>

【対象】

- ・仕入先様
- * 取引開始時に限り全ての仕入先様にご回答いただきます。
3TG(スズ・タンタル・タングステン・金)とコバルトを使用していない材料を納入予定の仕入先様も、調査対象となるかの確認のため、ご対応をお願いします。

【回答方法】

日本ケミコンからメールにて最新版の紛争鉱物回答ツールのリンク (CMRT・CRT) を送付します。

また、提出前に回答の不備がないかご確認をお願いします。

4-7. 責任ある企業行動ガイドライン自己評価シート

日本ケミコングループは、単に利潤を追求するだけでなく、「日本ケミコングループ企業行動憲章」に基づき、企業として、公正・公平かつ透明で自由な商取引を通じて、企業としての社会的責任を果たし、広く社会に貢献するために、CSR活動を推進しており、購買・調達にあたっては、社会的責任を果たした調達活動（CSR調達）を推進しています。

CSR調達の推進にあたっては、事業活動のパートナーである仕入先様のご理解とご協力が欠かせません。CSRに対する基本的な考え方をご理解いただくために、一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）発行の「責任ある企業行動ガイドライン」を使用し、仕入先様におけるCSRの取り組みの状況について定期的に調査・確認を行っています。

仕入先様におかれましても、本ガイドラインの記載内容についてご理解いただくとともに、本ガイドラインを一助に倫理観に基づく経営体制のもと、企業を取り巻くすべてのステークホルダーに十分配慮した事業運営を行えるようCSR活動の推進に取り組んでいただくことをお願い致します。

【対象】

- ・仕入先様

【回答要領】

当社Webサイト「企業/IR→資材調達→各種書式ダウンロード」より、「取引開始マニュアル 各種様式集」をダウンロードし、「責任ある企業行動ガイドライン自己評価シート」を提出ください。

4-8. グリーン調達ガイドライン

【グリーン調達ガイドラインとは】

日本ケミコングループが仕入先に要求する含有化学物質管理および環境法規制遵守、環境負荷低減に関するガイドラインです。

【対象】

- ・仕入先様（仕入先様が商社の場合は、メーカー様を含む）

【回答要領】

- 1) <https://www.chemi-con.co.jp/company/procurement/download.html#procEnvironment> 上、
 - ・日本ケミコングループグリーン調達ガイドライン（最新版）
 - ・日本ケミコングループ規制対象化学物質一覧 をご確認ください。
- 2) 資材部門から、
 - ・日本ケミコングループグリーン調達ガイドライン 受領書兼承諾書
 - ・化学物質管理責任者、情報配信先登録票をメールにて送付します。記入・返送をお願いします。

仕入先様が商社の場合は、それぞれメーカー様にも記入をお願いします。

4-9. 購入部品品質保証マニュアル

【購入部品品質保証マニュアルとは】

日本ケミコングループが購入する部品および材料について、顧客および最終使用者に満足いただける品質を提供するため、仕入先様各社にご理解・ご協力をお願いする事項をまとめたものです。

【対象】

- ・仕入先様（仕入先様が商社の場合は、メーカー様を含む）

【回答要領】

- 1) 資材部門から、

「購入部品品質保証マニュアルダウンロード用ホームページ」の URL・ID・パスワードを送付します。

 - ・634FA-J_購入部品品質保証マニュアル本文
 - ・634FB-J_購入部品品質保証マニュアル様式集
 - ・様式集一式をホームページからダウンロードください。

* 顧客の CSR については、必要に応じて別途送付致します。
- 2) 様式集一式 内にごございます
様式集-0 受領書
様式集-1.1 品質保証／環境責任者届出書
様式集-2.1 サプライチェーン-新規性・変更点確認シート
をご記入の上、ご返送のほどお願いします。

* 記入方法については、様式集各ページをご参照ください。
* 様式集-1.1 品質保証／環境責任者届出書 にごございます

「緊急連絡先」は必ず記載のほど、お願いします。

新規仕入先様が商社の場合は、

それぞれメーカー様にもご記入いただけますようお願いいたします。

4-10. グリーンサプライヤー認定監査シート

【対象】

- ・仕入先様(仕入先様が商社の場合は、メーカー様を含む)

内容は、仕入先様の化学物質管理体制や環境マネジメントシステムを確認するものです。

新規仕入先様が商社の場合は、

メーカー様・商社様 1枚ずつご記入いただけますようお願いいたします。

【回答要領】

当社資材部門から、グリーンサプライヤー認定用監査シート（ファイル名：CDH-CR-307-J-Y01.xls）を送付します。

ファイル内のグリーンサプライヤー認定に関するシートに記入いただき、ご返送のほどお願いします。

- * 認定シートは、英語版・中国語版もあります。
各言語版が必要な場合は、ご請求ください。
 - 1) 記入いただいたシート内容をもとに、
必要に応じて 実地での環境監査を計画します。
実地監査の開催については、資材担当より連絡します。
 - 2) ご提出いただきましたシートもしくは実地監査内容を基に
当社判定委員会にて、「グリーンサプライヤー」の認定を行います。
 - 3) 認定が完了しましたら、資材部門から認定証および受領書を郵送します。
あわせて、監査結果を連絡します。
受領書のご返送のほど、よろしく申し上げます。
-
- * 定期的に更新監査を実施します。更新のタイミングになりましたら、当社資材部門よりご案内します。

4-11. サプライヤー品質システム監査シート

【対象】

・ 部品・材料を生産している仕入先様（仕入先様が商社の場合は、メーカー様）

監査内容は、

・ 品質マネジメントシステム監査です。

【回答要領】

1) 当社資材部門から、サプライヤー品質システム監査シート（ファイル名：CDH-CR-307-J-Y01.xls）を送付します。

ファイル内の品質システム監査に関するシートに記入いただき、ご返送のほどお願いします。

* 品質システム監査シートは複数の種類がありますので、以下の基準に従い、提出をお願いします。

- ・ IATF16949 を取得している場合 . . . IATF16949 シートを提出
- ・ ISO9001 のみを取得している場合 . . . ISO9001 シートを提出
- ・ いずれの認証も取得していない場合 . . . ISO9001 シートを提出

* 実地監査の開催については、資材担当より連絡します。

* 4-10. グリーンサプライヤー認定シート 実地監査を行う際は、サプライヤー品質システム監査シートもあわせて実地監査をします。

2) ご提出いただきましたシートもしくは実地監査内容を基に評価をします。

監査内容によっては、改善要望を送付します。

改善要望が発行されたら、次回監査までには是正のほどお願い致します。

5. 材料認定時必要書類詳細

必要書類の記入方法および提出の進め方を提出書類ごとに、記載します。

5-1. 部品承認手続きリスト

【対象】

- ・新規材料・部品
- ・4M 変更材料・部品

【部品承認手続きリストとは】

材料・部品認定を行う際に当社が要求する資料一覧をリスト化したものです。

【提出要領】

日本ケミコングループの提出要求資料をまとめた部品承認手続きリストを送付します。

リストにて指定された資料を、設定期日までにご提出いただけますようお願いいたします。

- * 対象詳細については、「購入部品品質保証マニュアル」をご参照ください。
- * 材料・部品毎にリストのご提出をお願いいたします。

以下に記す書類は、全ての材料認定で提出が必須になる書類です。

5-1-1. 環境データ

【必要書類】

非含有証明書

要通知物質報告書

成分表

分析データ

【回答要領】

- 1) <https://www.chemi-con.co.jp/company/procurement/download.html#procEnvironment> 上、
 - ・非含有証明書
 - ・要通知物質報告書 をダウンロード、記入いただき、資材担当にご送付のほど、よろしく申し上げます。
- 2) ・成分表
 - ・分析データ については、「グリーン調達ガイドライン」に要求事項が記載されております。

ご確認いただき、ご送付のほど、お願いします。

- * 「分析データ」は均質素材ごとのご提出をお願いします。
均質素材については、「グリーン調達ガイドライン」をご確認ください。
- * 新規材料・部品の構成・revが分かる資料(図面・構成表など)のご提出をあわせてお願いします。

5-1-2. 納入仕様書

【締結手順】

- 1) 資材担当から納入仕様書記載要求事項を連絡します。
要求が無い場合は、貴社標準でご提出をお願いします。
- 2) 仕入先様から納入仕様書案をご提出いただきます。
 - * 最終的に紙面にて締結いたしますが、
締結前の段階ではデータにてご送付いただけますようお願いいたします。
- 3) ご提出いただいた納入仕様書案を当社内で検討し、
修正要求があれば連絡をします。
- 4) 以下、両社が締結合意するまで修正案のやり取りを行います。
- 5) 内容合意後、原紙の押印を行います。
貴社保管用 + 当社保管用 1部 を郵送のほど、お願いします。
- 6) 押印完了後、貴社保管用を返却します。

5-1-3. コントロールプラン

【提出要領】

購入部品品質保証マニュアル様式集 11.1 12.1 に記入要領があります。
なお、貴社書式でのコントロールプランをご提出いただいても構いません。

5-1-4. 出荷検査成績書

貴社書式の出荷検査成績書をご提出のほど、お願いします。

- * 「グリーン調達ガイドライン」にて、出荷検査成績書もしくは納品書に
「日本ケミコングループ禁止含有物質非含有」の記載をお願いしております。

その他、貴社から部品認定開始時に送付します「部品承認手続きリスト」にて、
追加でご提出をお願いする資料がある場合があります。
詳細につきましては、資材部門へお問い合わせください。

6. 量産開始後について

量産開始後は、関係会社は日本ケミコン(株)名義で購買を実施します。
したがって、支払は日本ケミコン(株)名義になります。

納期については、個別契約で定められた納期を厳守してください。

日本ケミコングループ指定の納品書・受領書にて検収を行います。
ただし、外貨建て・海外工場仕向けの場合は、書式が異なります。
詳しくは資材担当にお問い合わせください。

価格改定については、両社合意のもと正式見積書をもって改定とします。
価格改定の承認は本社資材部門にて行います。

製品に 4M 変更が発生する場合は、購入部品品質マニュアルの手順に従って、
資材部門に連絡ください。

量産開始後は、下記書類を以下の頻度でご提出ください。
提出時期になりましたら、ご連絡を差し上げるので、ご対応ください。

年 1 回	規定の頻度による
・ 責任ある鉱物調達調査 (対象仕入先のみ)	・ グリーンサプライヤー認定シート
・ 仕入先様調査書 (対象仕入先のみ)	・ サプライヤー品質システム 監査シート
	・ 責任ある企業行動ガイドライン自己 評価シート

また、仕入先様の指導・育成を目的に品質システム評価と不良発生集計の結果に
基づき、対象仕入先様を選定して、二者監査を実施する場合があります。実施の
際は、資材部門より連絡します。

貴社の経営状況を確認するために、ヒアリング・決算報告書の提出などを要求す
る場合があります。実施の際は、資材部門より連絡します。

7. 改訂履歴

No.	改訂内容	制定改訂日	版数
1	新規制定	2019年4月1日	1
2	(1)組織変更に伴い、資材部をSCM調達部に修正 (2)誤記修正 (3)グリーンサプライヤー認定監査シート 韓国語版廃止にともない削除 (4)CSR管理体制調査を年1回⇒規定の頻度によるに変更 (5)参照用:取引基本契約書 甲欄名義変更 (6)参照用:品質保証協定書 甲欄名義変更	2020年8月26日	1.1
3	「日本ケミコンサプライチェーン推進ガイドブック」(設問・解説・回答シート)の全面改定に伴い、関連する記載を修正	2021年8月19日	1.2

8. お問い合わせ先

日本ケミコン(株) SCM調達部

住所: 〒141-8605 東京都品川区大崎5-6-4 都五反田ビル東館

Tel: 03-5436-7630

Fax: 03-5436-7719

Mail: ncc-ma@nippon.chemi-con.co.jp

HP: <https://www.chemi-con.co.jp/>

別紙： 取引開始時必要書類

No.	書類名	備考	対象		ページ数
			販売元	製造元	
1	取引基本契約書		○		6
2	品質保証協定書		○	○	6-7
3	仕入先様調査書		○		7-8
4	取引代金受領に関する依頼書		○		9
5	責任ある鉱物調達調査書類	初回：必須 2回目以降：対象のみ		○	10
6	責任ある企業行動ガイドライン自己評価シート		○		11
7	グリーン調達ガイドライン受領書兼承諾書		○	○	11-12
8	化学物質管理責任者、情報配信先登録票	変更時再提出	○	○	12
9	購入部品品質保証マニュアル受領書		○	○	12-13
10	品質保証／環境責任者届出書	変更時再提出	○	○	12-13
11	サプライチェーン-新規性・変更点確認シート	新規材料使用時再提出	○		12-13
12	グリーンサプライヤー認定監査シート	定期更新監査実施	○	○	13
13	サプライヤー品質システム監査シート	定期更新監査実施		○	13-14

*商社様の場合は、上記「対象」を基に製造元に資料提出の要求をお願いします